

福祉サービス第三者評価結果表

① 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

② 施設・事業所情報

名称：認可保育所あそびの森		種別：保育所	
代表者氏名：風間信静		定員（利用人数）： 90（98）名	
所在地：白石市大川町 1-8			
TEL：0224-26-6102		ホームページ： https://kazama-asobi.sakura.ne.jp/asobinomori/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：2015年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人星王会			
職員数	常勤職員： 19名	非常勤職員	1名
専門職員	園長 1名	保育補助員	3名
	主任保育士 1名		
	保育士 15名		
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	ほふく室、保育室、食堂 遊戯室（ホール）等	多目的トイレ、幼児用トイレ 図書コーナー、外部トイレ 園庭、倉庫等	

③ 理念・基本方針

主役は子ども。
お世話型保育ではなくやらせる保育でもない、子ども主体の『見守る保育』。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもが自分でやり方を知ることができるユニバーサルデザインの保育
- ・子どもの発達や興味に合わせて多様な観点から子どもたちに接するチーム保育
- ・一人ひとりの個性を受け止め伸ばす、それぞれに必要な支援を行える環境づくり
- ・同年齢だけではなく、異年齢との縦の繋がりで過ごす保育
- ・子どもたちが自分で選び、個やグループが遊びに集中できるコーナーづくり

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年7月1日（契約日） ～ 令和5年11月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>○子どもの主体性を活かす取り組み</p> <p>園の保育方針は、子ども一人一人の主体性を尊重し、その成長と発展を最優先するとしています。そのため、子どもたちに危険が及ばない範囲内でのみ、積極的に見守るアプローチをとっています。0歳児から全ての教室で、子どもたちが手の届くところに遊具や絵本が配置されており、子どもたちは興味を持った遊具で自由に遊ぶことができます。これにより、子どもたちは自らの関心に基づいて多角的に学ぶ機会を得ています。また、簡単なブロックで区切られたコーナーでは、子ども同士が自由な遊びを楽しみつつ、ルールや協調性を自然に学び取る環境が整っています。生活の中で自立を促す活動も推進されており、食事や衣服の着脱の際、子どもの「自分でやりたい」という気持ちを尊重して、必要な場面だけ職員がサポートします。このようなサポート体制で、子どもたちが達成感を得られるように努めており、職員もその成果を共感しながら激励しています。</p> <p>○養護と教育の一体的展開を目指した独自の環境設定</p> <p>園の教室は年少と年長の2つの部屋に分けられていますが、部屋内は年齢による壁の仕切りはなく、簡単なブロックのみで区切られています。これにより、子どもたちは自由に移動できる環境が整っています。この取り組みのおかげで、3歳児は4歳児や5歳児のエリアへと自由に出入りすることができ、その逆も同じです。3歳児は年上の子どもたちの活動を観察して新しいことを学び取る一方、4歳児や5歳児は年下の子どもたちとの関わりから、お兄さんやお姉さんとしての役割を自然と身につけています。このような環境設定により、子どもたちが主体的に学びと成長を経験する取り組みが実現しています。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>○中期計画や事業計画の作成と職員や保護者への周知</p> <p>社会全体の動向や地域の環境に関連して、園として今後どの方向に進んでいくかを園長は認識しており、これに沿った取り組みを計画しています。しかし、これに対応した中期計画や事業計画が明確には作成されていません。職員と一体となった取り組みを行っていくためにも、中期計画や事業計画を明文化し、職員及び保護者に示して行くことが望まれます。</p> <p>○各種マニュアルや手順書の整備</p> <p>保育の現場では、園の方針に従った保育が行われ、子どもたちのプライバシーや権利擁護を行いながら、適切な保育が実行されています。しかし、それぞれの場面で手順やマニュアルが作成されていない部分が見られ、職員の変更や、職員間での統一した保育に支障が出る場面が想定されます。不足している部分に関して職員間での話し合いをもとに適切な手順書やマニュアルを作成していくことが望まれます。</p>
--

○目標管理と研修体系

園では「職員のありかた」という冊子が作られ、職員としての望まれる姿が示されていますが、内容的には服務規程の側面が強く、保育に従事する職員としての意識などの部分が欠けている面も見られます。また、それぞれの職員の知識やスキルを向上させるための研修体系についても未完の部分があります。今後、保育職員として望まれる姿を明確にし、これに向けた研修体系を整備して行くことが望まれます。併せて、職員自ら目標をもって質を向上させるため、目標管理などを実施し、より質の高い保育サービスの提供を実現するための取り組みが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回が開所以来初の第三者評価受審でした。
自分自身での評価とずれがある点もありましたが、いただいた客観的な評価は妥当なものであると感じています。
今後も定期的な受審を予定しており、自他ともに理想の園となれるよう、研鑽を重ねさせていただきます。

⑧評価細目の第三者評価結果

別紙のとおり

福祉サービス第三者評価結果票

【保育所版】

※ すべての評価項目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※ 評価項目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「主役は子ども」という理念を掲げ、「みんな違っていい」や「ユニバーサルデザインの保育」等を保育方針として、子ども主体の見守る保育を目指しています。この理念と保育方針はパンフレットに詳細が記載され、職員が入職する際には、この理念と方針が説明され、全職員がその精神を共有できるようしています。さらに、保護者にも理念を理解してもらうため、パンフレットを用いた入園説明会を行い、イラストや写真を交えて方針を分かりやすく説明しています。さらに、職員一人ひとりが、定期的な研修を通じて理念と方針を確認し、日々の保育に活かせるようにしていくことも期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓒ・c
<p><コメント></p> <p>園長は、社会福祉の動向に関して、地区の園長会や行政の会議を通じて情報を取得しています。また、地域の保育状況、特に待機児童の情報などについても継続的に情報を収集しています。園の運営においては、運営コストの分析を行い、その状況を定期的に確認しています。さらに、今後は地域の福祉計画なども適宜取得し、その情報を園の運営に役立てることが期待されます。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園長は、園の運営状況や園を取り巻く環境の現状分析に基づき、運営における課題点を明確に捉えています。また、園長は法人の理事長としても活動しており、理事会で他の理事とともにこれらの課題を共有しています。近年、地域における待機児童の問題は解消され、さらに、少子化の影響で入園数の減少が予想されています。このため、園としては「選ばれる園」となることが最も重要な課題となっています。今後は職員全員でこの課題に取り組み、改善策を積極的に進めていくことが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>園長は職員会議で、園の現状の課題や今後の方向性について話し合っています。しかし、具体的な中期計画の策定はまだ行われていない状態です。将来に向けた取り組みを職員と一緒に進めるため、現状の課題解決や園の理念に基づく活動を明確にした中期計画の作成が求められます。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b ㊦
<p><コメント></p> <p>現在、事業計画は口頭で職員に伝えられていますが、その内容が文書として整理・保存されていない状態です。中期的な方向性を基にした年度の取り組みは示されていますが、組織全体が一貫して方向性を共有し、一体となって行動を進めるためには、文書化された事業計画書の策定が不可欠です。事業計画書は、組織の透明性を高め、職員の認識の共有やモチベーション向上に寄与します。したがって、今後は事業計画書の整備・更新を行い、それを基に職員全員が一致団結して取り組んでいくことが求められます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>期初において、職員会議で年度の取り組みが共有・議論され、職員からの意見が計画に反映されています。さらに、中間期や期末では、目標の達成状況の検証が行われ、その結果は翌年度の取り組みへの参考として活用されています。しかし、これらの重要な取り組みや議論の内容が文書として形になっていない点は、サービスの改善や職員間の情報共有において障壁となるリスクが考えられます。組織の透明性を保ち、活動の持続的な効果を追求するためにも、職員との意見交換を基盤とした事業計画の文書化が望まれます。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、具体的な文書としての事業計画は作成されておらず、それに伴い保護者への配布も実施されていません。一方で年度の主な取り組みについては、クラス懇談会や入園説明会で、園の理念や保育方針と合わせて詳細な説明が行われています。今後は、事業計画を文書化し、その内容から要点を抜粋した資料を作成して、保護者へ配布・説明を行うことで、園の取り組みに対する保護者の理解や信頼を得ていくことが求められます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、職員による自己評価を2回実施しており、保護者からの行事後のアンケートや日常の送迎時のコミュニケーションも活用し、園の課題を定期的に把握しています。また、職員との個別面談では、支援の質に関する話し合いが行われています。しかし、園全体での課題共有や組織的な解決策を検討する体制はまだ確立されていません。今後、全職員がこれらの課題を共有し、組織として課題解決の仕組みを構築していくことが望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価の結果から浮き彫りになった課題は、個別の話し合いでは取り上げられていますが、職員全体での共有が不足しています。さらに、これらの課題を解決するための組織的な取り組みや、研修への反映が見られません。今後は、これら課題解決のための組織的な仕組みの構築を積極的に進めていくことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園における職務分掌が作成され、園長をはじめ各職員の権限と責任が明確に定義されています。園長が不在の場合の対応も整備されており、副園長がその役割を代行することが明確となっています。年度の始めに、園長は取り組む方針を職員に対して説明しており、また保護者に対してもクラス懇談会を通じてその内容を伝えています。ただし、これらの方針の説明は口頭のみであり、広報誌などの文書には掲載されていません。今後は、園長が年度の方針を事業計画書や広報誌に明記し、これを職員や保護者に配布・説明することで、より一層の理解を深めてもらう取り組みが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園長は、コンプライアンスに関する研修を外部団体や行政の主催する研修で受講し、遵守すべき法令を理解する取り組みが行われています。外部の関係者との取引も、法人の規則を厳守して適切な関係性を維持しています。しかし、現段階では職員向けのコンプライアンス研修は十分に実施されていない状況です。今後は、園長が受講した内容等をもとに、職員向けのコンプライアンス研修や勉強会を充実させ、職員全員の意識向上を目指すことが望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園長は、保育方針に沿って適切な保育が行われているかを確認するため、日常の保育状況や各クラスの活動を定期的に観察しています。アンケート結果や職員の自己評価などを分析し、それらから把握した課題を基に、年間の研修課題を設定しています。これらの課題解決に向けて、主に外部での研修を活用し、保育の質の向上に努めています。今後、保育の質に関する課題を職員会議などで議論し、職員とともに改善策を検討すること、また、研修計画の立案や実施に向けた体制を整備していくことが望まれます。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、現在の経営や運営に関する課題を認識し、改善の方向性を検討しています。しかし、まだ具体的な改善計画の立案や実施段階には進展していません。今後は、職員会議などを通じて、職員からの意見も取り入れながら、改善策を検討・実施することが期待されます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育方針の実現のため、必要な人材や人員体制は既に明確にされています。社会的な保育士の不足を背景に、園は従来の就職サイトを超え、専門学校や大学との連携を強化して人材確保の取り組みを進めています。園は職員が働きやすい環境を目指して取り組みを実施していますが、今後は職員の定着をさらに促進する施策の展開も期待されます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員のあり方」というガイドラインが確立されており、園の職員として求められる姿勢や行動が明確に示されています。就業規定も整備されており、人事に関する基準がはっきりと設けられています。現在、園では一般的な人事考課は行われておらず、昇給等は経験年数を主要な基準としています。また、自己評価を基にした年2回の個別面談を実施しており、職員の意向や提案を収集しています。今後、職員の目標管理を組み込んだ、より効果的な人事考課制度の導入が期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況は副主任や事務担当が管理しており、必要に応じて園長や主任に報告されています。年に2回の面談や日々のコミュニケーションを通じて、職員の意向や希望を確認し、必要に応じて随時サポートや相談対応を行っています。職員の育児や介護などの家庭状況に配慮したシフト調整が行われる等、ワークライフバランスに配慮した取り組みも行われています。園としての福利厚生制度は現段階では十分に整っておらず、医療面での一部補助が提供されているのみとなっています。今後は、職員の意向を確認しつつ、福利厚生面での充実を図っていくことが期待されます。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「職員の在り方」が明示されており、職員としての心得が示されています。しかし、現状は主にサービス規定に焦点を当てているため、子どもたちの権利擁護やプライバシーの確保といった側面が不足しています。この面を加えて整備していくことが望まれます。また、年2回の自己評価に基づく面接では、職員の支援の課題、目標や意向などを確認していますが、さらに保育の質を向上させるため、職員による目標管理の導入を検討することも期待されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>概略の年間研修計画は整備されていますが、具体的な階層別や専門別の計画はまだ作成されていません。研修の多くは外部研修に依存しており、月2回開催される職員会議で外部の研修情報を共有し、受講を希望する職員や受講が必要と判断される職員に指示が出されています。今後、園内で求められる研修内容を具体的に整理して研修体系を構築し、組織的な研修の実施体制を整えることが望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員が受講した研修や保有する資格は的確に記録されています。新入職員には、園長による講義の後、各クラスのリーダーが個別にOJT研修を行っています。外部研修の情報は職員会議を通じて、非常勤職員も含めた全職員に共有されています。そのため、各職員に研修の機会が平等に確保されるよう努めています。さらに、新入職員に対する研修プログラムを作成することも期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れは毎年継続的に行われており、今年度は4名の実習生を受け入れています。県の育成プログラムに基づき、副主任とクラスリーダーが指導を担当しています。学校の教員による巡回も実施され、実習内容に関する打ち合わせも適宜行われています。ただし、実習生受け入れに関するマニュアルはまだ作成されていないため、今後は基本姿勢を明記した受け入れマニュアルの作成が望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>園はホームページを作成し、保育理念や保育方針、活動状況などを公開しています。また、法人の決算情報なども近々ホームページ上で公開する予定です。苦情に関しては、解決後に申し出た方の了解を得た上で公表する方針を持っていますが、これに関する明確な規定はまだ設けられていません。現段階では地域への広報誌の配布は行っていません。今後は地区の自治会との連携を深め、園の活動を広く知ってもらい取り組みも望まれます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では職務分掌を作成しており、各職員の権限と責任が明記されています。これは職員全員に周知されています。また、園の事務や経理については、毎月外部の会計事務所が定期的に確認を行っています。指摘事項に関しては必要な対応が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園は地域との交流を活発に行っています。12月には地区の老人会の方々を園の発表会に招待し、敬老の日には高齢者施設を訪問しています。また、勤労感謝の日には地区の交番や消防署を訪れ、園児たちが挨拶を行うなどの取り組みがあります。地区の運動会や夏祭りにも希望する園児や職員が参加しており、日常の散歩時にも地域の方々との挨拶やおしゃべりを通じて、親密な交流が続けられています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>コロナ以前、高校生の手作りおもちゃのボランティアが来園していましたが、現在は来園が途絶えています。今後、コロナの状況を見極めつつ、再度、高校生ボランティアや地区のサークルに協力を依頼し、地域との交流を強化する取り組みが期待されます。ボランティア受け入れ時には、事故予防のため受け入れマニュアルの作成も望まれます。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では地区の要保護児童対策地域協議会および幼保小連絡協議会に参加しており、これらを通じて地域の関係機関との連携を実現しています。定期的な会合には参加していないものの、必要に応じて連携が取れる体制を築いています。また、保護者から情報の提供を求められた場合に、職員が迅速かつ適切に対応できるよう、社会資源に関する情報をリスト化しておくことが期待されます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では要保護児童対策地域協議会や幼保小連絡協議会に参加しており、地区の子どもたちの福祉ニーズの把握を行っています。しかし、新型コロナウイルスの影響を受けて、地域住民への積極的な育児相談などの活動は現在実施していません。感染状況を踏まえて、地域住民向けの相談事業の再開や新たな取り組みについて検討していくことが期待されます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現状では公益的な事業活動は行っていません。地域からの要請には対応する準備が整っていますが、新型コロナウイルスの影響も受け、参加の要請は今のところ受けていません。今後は感染状況を踏まえ、地域への積極的な働きかけや、地区との防災面での協力関係の構築を検討していくことが期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>園としての保育理念や保育方針は、パンフレットやホームページに明記されており、職員への周知も徹底されています。一昨年には、子どもを尊重した養育・支援に関する「保育の誓い」を策定しました。これに関する説明は職員会議で全職員に行われ、子どもを尊重する姿勢の共有を図りました。さらに、全国保育士会の「人権擁護のためのチェックリスト」を参照し、子どもを尊重した養育・支援の実施状況の確認を進めるとともに、園の「保育の誓い」を全職員に配布しています。継続的な研修を通じ、園全体での子どもを尊重する保育の理解と実践の深化を促していく取り組みが期待されます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>日常の保育活動において、子どもの着替えやおむつ替えの際など、子どものプライバシーに対する適切な配慮が実施されています。職員も子どものプライバシー保護の重要性について深く理解しています。より確実なプライバシー保護を実現するため、園としての「プライバシー保護マニュアル」の策定や、職員に具体的な例を示しながら、継続した研修を行っていくことが望まれます。また、この取り組みや姿勢については、保護者にも説明し、その理解と協力を得る努力が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>行政が主催する保育所案内会では、当園独自のパンフレットを配布しています。パンフレットは、写真や絵を使用し、内容がわかりやすく整理されています。また、毎年10月には園の見学会を開催し、パンフレットや説明資料を活用して、利用希望者に対して詳しく丁寧な説明が行われています。さらに、園の見学を希望する方には、一年を通して随時、見学の機会を提供し、その際、育児相談にも応じています。ただし、パンフレットを公共施設に設置することに関しては、園として希望しているものの、現在は許可が得られていない状況です。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始や変更時において、当園では入園児の保護者に対して保育理念、保育方針や感染症対策などの主要な取り組みを記載したパンフレットを活用して説明を行っています。さらに、説明した内容に対する保護者の同意を確認するため、重要事項説明書に対応するチェックリストを使用しています。保護者からの同意は確認していますが、同意書の完全な回収に関しては課題が残っており、今後は必要事項を記載した重要事項説明書を作成して、これをもとに入園時の説明を行い、その場での同意を得ていくことが望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>転園や退園を希望する際、保護者は市の担当課に連絡し、必要な手続きが進められます。転園先から子どもの情報提供を求められた場合、保護者の明確な同意の下、適切な情報を提供しています。さらに、退園後も子どもや保護者のニーズに応じて、相談に乗る姿勢を継続しています。今後は転園に関する手続きのスムーズな運用のため、明確な手順書等の作成が望まれます。また、退園後の相談窓口やその手続きを具体的に文書化し、保護者にわかりやすく伝える取り組みも期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保護者向けの行事後アンケート、送迎時のコミュニケーション、子どもの日常の観察、年2回の参観後のクラス懇談会などを通じて、子どもと保護者の満足度を把握しています。確認結果は職員会議で報告・共有され、利用者満足の上昇に向けた取り組みが検討されています。さらに、行事以外の日常保育についてもアンケート調査の導入を行い、よりの確に満足度を確認していくことが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットには苦情対応に関する情報が掲載されており、法人、行政、第三者委員といった窓口の詳細も含まれています。また、苦情申し立ての受付・解決用紙も用意されています。ただし、苦情対応マニュアルはまだ作成されていません。マニュアルの作成はもちろん、苦情対応体制をさらに明確にし、第三者委員や行政の連絡先を保護者が容易に理解できる形で提供すること、及び、苦情対応体制や連絡先を園内に掲示することが望まれます。また、受けた苦情に対する具体的な対応や、解決後の公表規定を追加することも期待されます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保護者にはどの職員にでも相談や意見を伝えることができることを口頭で案内しています。必要に応じて、静かでプライバシーに配慮した部屋を利用して、ゆっくりと話ができるよう心掛けています。この取り組みを文書としてまとめ、パンフレットや「入園のしおり」などにも記載することが望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保護者とは、日常の送迎時などを通じて信頼関係を築いており、相談しやすい環境を整えています。必要に応じて、プライバシーに配慮した部屋を使用して相談を受け付けており、場合によってはリーダーや主任、園長が同席することもあります。緊急の対応が必要な場合、担当者から園長へと報告が上げられ、クラス会議や職員会議で検討が行われています。その後、適宜、保護者への進捗報告を実施しています。さらに、保護者が気軽に相談・意見を出しやすいよう玄関に意見箱を設置していましたが、何故か現在は取り外されている状態です。再度設置しておくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事故対応マニュアルは現状未完成ですが、日常のヒヤリハットは適切に記録されています。それらのヒヤリハットへの対応は、各事例に応じて行われています。今後の取り組みとして、事故発生時の具体的な対応を示すマニュアルの作成はもちろん、過去のヒヤリハットを基に事故の予測やその対応策を継続的に検討することが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>現在、個々の感染症への対応はパンフレットなどに詳細に記載されています。しかし、全体的な対応をまとめたマニュアルの作成はまだ行われていません。過去には看護師主導で勉強会が実施されていましたが、現状では主任が外部の勉強会に参加し、得られた情報を園内での伝達研修として共有しています。保護者へは、子どもの病欠状況や園内での感染症発生時にメールで通知が行われており、嘔吐処理などの具体的な対応に関する訓練も継続的に行われています。今後は、これら個別の対応内容を統合し、一貫性のあるマニュアルを作成することが望まれます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園では、火災や地震の発生を想定して、毎月避難訓練を実施しています。この訓練は防災担当の職員がリードし、年に2回は消防署と共同で総合的な訓練も実施しています。備蓄に関しては、食料品や必要備品を約3日分園内に保管しており、給食業者と防災担当者がその管理を担当しています。さらに、園が位置する地区は行政のハザードマップで水害予測地域に指定されているため、今後は、火災や地震だけでなく、水害に対する訓練も積極的に実施することが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>現在の保育実践では、子どもの尊重、権利擁護、及びプライバシーの確保を重視し、安全かつ安心できる支援が行われています。しかし、これらの実施方法は主に経験や口頭指導に基づいており、統一された標準的な手法が確立されていません。今後の改善として、各支援内容に関する標準的な実施方法を示すマニュアルを作成することが望まれます。マニュアルの整備により、職員が更なる確かつ効果的な保育を実践できるようサポートすることが求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法は、保護者からのアンケート結果や相談内容、子どもの満足度、そして職員の意見や提案を参考に定期的に見直されています。ただし、その見直しの具体的な時期や方法は定められていません。必要と判断された際に職員会議で検討・見直しを行っています。今後は、実施方法の文章化に加え、見直しの方法や時期をより明確にすること、結果を的確に反映させるための規定を作成していくことなどが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>市への申し込み時に提出される子どもの生育歴をもとに、園内で面談を実施し個別指導計画を作成しています。この計画は基本的に保育担当職員が作成していますが、状況や必要に応じて他の職員、栄養士、または外部の専門家が参加することもあります。現行の作成手順は慣習による方法に基づいており、個々の職員の取り組み方による差異が生じることが懸念されます。そのため、今後は一貫性を保つため、手順書を作成することが望まれます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の評価と見直しは、年少クラスと年長クラスごとに会議で検討されています。具体的には、年間指導計画については3ヶ月から6ヶ月ごとの見直しを、月間や週間指導計画に関しては、その終了後に見直しを実施しています。これらの見直し内容は、会議を通じてすべての職員と共有されています。ただし、評価や見直しの手順には明確性を欠く部分があるため、今後はその手順を明確化していくことが期待されます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>園内での子どもの身体状況や生活状況の記録は、統一された様式に基づいて記入されています。この様式により、記載内容の差異を防ぐとともに、主任の指導の下で適切な情報の記録が行われています。現状では、これらの記録は紙媒体で保管されており、PCへの入力の実施されていません。各クラスでこれらの記録は回覧され、必要な情報が職員間で共有されています。しかし、今後は職員の作業負担を軽減し、より効率的な情報共有のために、PCの活用を検討していくことも期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規定を設けており、これに基づき個人情報の取得、保管、提供、廃棄などの取り扱いについて明確な規定を定めています。入園時には、園での個人情報の取り扱いについて保護者に説明を行い、その上で同意を得ています。現在、子どもの情報が記載された資料は各クラスのロッカーで保管されていますが、夜間や非業務時間には、より安全な場所として事務所内の施錠可能なロッカーや収納場所に移して保管することが求められます。さらに、職員には個人情報保護に関する研修を定期的に行い、個人情報の取り扱いを適切に行うよう指導していくことが望まれます。</p>		

評価対象 A 福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
46	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>年間の指導計画等は適切に作成されていますが、担当者の変更などもあり、現在、全体的な計画は未整備となっています。児童憲章や保育所保育指針などをもとに、地域の実情を考慮し、職員との話し合いを行いながら早期に作成していくことが望まれます。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
47	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所内の環境は、子どもたちが心地よく安全に過ごすための様々な配慮が見られます。各部屋には温度・湿度の管理機能が備えられており、空気清浄機の設置により、常に清潔な空気環境が保たれています。さらに、子どもたちが日常的に接触する遊具や家具は毎日の消毒を欠かさず行っており、感染症対策も徹底されています。0歳児の部屋には、畳が敷かれており、子どもたちが安全に過ごせる環境が確保されています。全体的に園内は広々としており、自然光が多く入る明るい空間となっています。また、手洗い場に掲示されている洗い方を示す写真は、子どもたちが正しい手洗いの方法を学ぶ上で非常に役立っています。</p>		
48	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちの発達状況や、家庭環境など個別の背景を考慮したきめ細やかな支援が実施されています。言葉による表現が難しい子どもに対しては、その子の表情やしぐさから感じ取る気持ちを的確に受け止めています。さらに、職員は子どもたちへの言葉かけにおいて、声の大きさや口調に気をつけるとともに、その内容にも工夫が見られ、子どもの行動を制止する場面においても、単に「ダメ」という一言で終わらせるのではなく、子どもが納得できるような説明やアドバイスが行われています。</p>		

49	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもが安定した生活リズムを保ちながら基本的な生活習慣を身につける環境がしっかりと整備されています。まず、子どもたちが安心して適切な休息をとれるような取り組みが実施されており、日々の生活の中で自立を促す活動も積極的に行われています。具体的には、食事や衣服の着脱時には、子どもの「自分でやりたい」という気持ちを大切に、必要なときのみ職員がサポートする姿勢で臨んでいます。また、排泄後の手洗いで、写真を用いて手洗いの手順を示し、子どもたちが自分の手をしっかりと洗えるように援助しています。排泄に関しても、子どもが自分でできるようになるまでの過程をしっかりと支援しています。</p>		
50	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子ども一人一人の主体性を尊重し、その成長と発展を最優先とした保育を実践しています。主体的な遊びの環境整備として、子どもたちが自由に遊ぶための遊具は、乳児からアクセス可能な場所に配置されています。これにより、子どもたちが自らの興味や好奇心に基づいて遊びを選択し、独自の活動を展開することができます。園内での保育活動は、集団活動のみならず、コーナー保育を通じて個別の興味や好奇心を追求できる環境を提供しており、子どもたちは集団の中でも自分のペースで学びや遊びを楽しむことができます。クラスでは自由な移動空間が提供され、場所の区分は年少と年長の2つであり、それぞれのクラスでは年齢別に仕切りの壁を設けることなく、簡単なブロックで仕切られているだけで、各クラス間で自由に行き来することが可能です。特に3歳児は、年上の子どもたちの活動を観察し、その影響を受けて興味を持った遊具での遊びを楽しむことが頻繁に見られています。職員は、子どもたちの自主性を最大限に尊重し、危険が無い限り、その活動を妨げることなく見守っています。</p>		
51	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>園では乳児保育（0歳児）において、養護と教育を一体的に展開することを最優先しています。ハイハイの段階にある乳児が安心して過ごせるよう、畳を敷いた環境を整備して、安全性を確保しています。初期段階では、一定の担当者が保育を担当し、子どもとの愛着関係を築きますが、その後、クラス全体の職員が関わることで、子どもが複数の職員とも信頼関係を持てるよう努めています。また、子どもたちの好奇心を引き出すため、絵本や遊具を手の届く所に配置するなど、環境設定にも工夫を凝らしています。このような手法により、子どもたちが自発的に物事に興味を持ち、多面的な学びの機会を増やしています。さらに、家庭との連携にも力を入れています。連絡帳を活用することで、日々の子どもの様子を保護者と共有し、朝夕の送迎時には積極的にコミュニケーションをとることで、家庭との信頼関係を深めています。</p>		

52	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>園における3歳未満児（1・2歳児）の保育は、養護と教育を一体的に実施するための環境整備と方法に配慮をしています。過度な職員の介入を避け、子どもたちの自主性を尊重することを前提として、危険が無い範囲での見守りを主体とした保育を展開しています。子どもたちが自らの気持ちで何かを行おうとする際、その過程と成果を共感しながら励まし、達成感を感じることができるようサポートしています。保育室内は、可動ボックスを活用したコーナー作りや机上の玩具の配置など、子どもたちが自発的に遊びを選択し、主体的に活動できる環境を整えています。また、子どもたち同士の遊びの中で、徐々にルールや他者との協調性を意識するような取り組みを導入しており、社会性の基盤を築く助けとなっています。</p>		
53	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児の保育は、養護と教育の一体的な展開を重視し、子どもたちの発達段階や特性を考慮した環境整備と保育内容への配慮を行っています。外出時には、3歳児、4歳児、5歳児の体力的な面を考慮して別々の活動を実施していますが、園内では年齢を隔てる壁を設けず、自由に行き来できる開放的な空間を提供し、子どもたちの自然な交流を促しています。このような環境のもと、3歳児は年長の子どもたちの遊びを観察し、それを模倣することで新しい遊びや技能を学んでいます。一方、4歳児や5歳児は、年下の子どもたちを見守る機会を持ち、お兄さんやお姉さんとしての役割を自然に学び取っています。4歳児と5歳児は、友人との協力を基盤に何かを完成させる過程を体験する中で、協調性や責任感を育てています。職員はこのような活動において、子どもたちに適切なきっかけを提供した後は、自主的な活動を尊重し、見守る姿勢を持っています。さらに、子どもたちの自我の発達に伴い、友達同士でのトラブルも生じることがありますが、そのような時には危険が無い限り子どもたち自身で話し合い、解決する力を身につけられるようサポートしています。</p>		
54	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、障害のある子どもたちが安心して生活できるような環境の整備と、保育の内容や方法に対するきめ細かい配慮を行っています。園内は玄関を除いてバリアフリー設計となっており、身体的な制約を感じることなく自由に移動や活動ができる環境を提供しています。また、発達障害、自閉症、難病など、各障害の特性やニーズに応じて、個別の指導計画を策定しています。この計画作成にあたっては、外部の専門機関のサポートを受けることで、専門的かつ具体的な指導内容や方法を考えています。さらに、職員自体の質を高めるために、障害に関する研修を外部機関で受講することを推奨し、積極的に習得するよう努めています。</p>		

55	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、長時間にわたる保育のニーズに応じた環境整備と内容・方法の配慮を実施しています。延長保育時には乳児と幼児を2つのグループに分けて別々の場所で保育を行い、より細やかな対応が可能となっています。また、夕方6時半以降、人数が少なくなるタイミングで、これらのグループを一つにまとめ、集約化した保育を展開しています。さらに、保護者の希望や子どもたちの体調・状態に応じて、夕方6時にはおやつを提供しています。これにより、長時間の保育を受ける子どもたちの体力維持や安心感を保ちつつ、日常のリズムを確保しています。職員間のスムーズな情報伝達のため、連絡ボードを利用した引継ぎを行っており、これを元に保護者への報告も進めています。</p>		
56	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>園では市の「架け橋プロジェクト」を通じて小学校との連携を深めてきました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、子どもたちの小学校見学などの実体験活動は現在実施していません。その状況を踏まえ、再開のタイミングについて検討中です。また、5歳児の指導計画において、小学校での生活に関する内容は一部に留まっており、より網羅的な内容を追加することや具体的に子どもが小学校生活に見通しを持てるような取り組みを行っていくことが望まれます。保育所児童保育要録については、担当保育士が記載し、主任と園長の承認を得た上で小学校へ提出しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
57	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㉕・c
<p>入園時には、保護者から子どもの予防接種の状況や病歴を詳細に記載してもらい、それを園の「健康の記録」に保存しています。毎日の登園時には、子どもたちの当日の健康状態を確認するため、保護者にその日の体調を直接聞いています。乳幼児期のSIDSの予防措置として、0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごとに確認を行い、その様子を適切に記録しています。2歳児以降の子どもたちの状態も継続的に観察しています。このような取り組みをサポートするための教育として、職員はSIDSに関する専門研修を受講しています。しかし、現状の子どもの健康管理方法は多くが口頭での伝達に頼っています。そのため、今後は全職員が一貫した健康管理を行えるよう、マニュアルなどの作成が求められます。</p>		
58	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちの健康管理の一環として、健康診断および歯科検診を年に2回実施しています。検診の結果は園の「健康の記録」に記録され、保護者へ文章で連絡しています。また、保護者からの希望に応じて、園の嘱託医への紹介も可能となっています。通院後に保護者から提供される診療結果や状態に関する情報は、保育の中で考慮し、適切に反映させるようにしています。</p>		

59	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、入園時にアレルギー疾患の有無を確認し、医師からの指導票の提出を受けています。この情報を基に、厚生労働省が示す「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、適切な措置を講じています。アレルギー情報を給食業者に伝え、調理器具の分離や食器、トレーの区別を徹底しています。さらに、提供前には調理員と職員が内容を複数回確認することで、安全な食事を提供しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
60	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食事は明るく広々とした室内で行われ、一般家庭で使用される焼き物の食器を使用しており、樹脂製のものは使用していません。このような食器を使用することで、子どもたちに家庭の食卓と同じような雰囲気を提供しています。食事の量は子どもたち自身で選べるようにしており、地元の食材を中心にしたメニューを提供しています。さらに、栄養士が随時見回りを行い、残食の状況を確認し、その情報をもとに次回のメニュー作成に役立てています。</p>		
61	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、衛生的な食事提供のための「衛生管理マニュアル」を策定し、その指示に従って日々の業務を行っています。さらに、近隣の農園を借りて、子どもたちとともにトマトなど野菜の栽培を行っています。この取り組みにより、子どもたちが自らの手で収穫した新鮮な食材が、食事の中で提供されています。また、その他の食材も地元の野菜を中心に選び、季節感のある旬の新鮮な食材を活かした料理を提供しています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
62	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児と1歳児の保護者とは、連絡帳を通じて日々の生活や成長の様子を共有しています。2歳児以降の子どもたちについては、クラスの様子を毎週メールで保護者に配信しています。毎年2回、参観日を設けることで、保護者との直接的なコミュニケーションの場を持ち、情報交換や相談が行われています。日常の送迎時も、子どもの生活や成長に関する情報共有の大切な機会と捉え、積極的にコミュニケーションを図っています。このような取り組みを通じ、お互いの信頼関係を強化しています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、送迎時のコミュニケーションを大切にすることで、保護者との信頼関係を日々構築しています。また、日常的に保護者からの相談を受け付ける体制を確立しており、必要に応じて園長も同席し、静かな環境での相談を実施しています。受けた相談内容は、後のサポートの参考とするため、記録して保管し、関連するスタッフ間での情報共有を行っています。さらに、必要に応じて関係機関への紹介も行うことで、保護者が安心して子育てを進められるよう全面的な支援を提供しています。</p>		
64	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待やその他の権利侵害の疑いがある子どもの早期発見と早期対応を重視し、兆候が見られる場合は保護者との相談を行って解決策を模索しています。過去に数件の事例を経験しており、子どもの様子に普段と違う変化を感じた場合、それを直ちに園長へ報告し、必要に応じて写真を撮影するなど、状況を記録しています。具体的な疑いが生じた場合、福祉事務所へ相談し、適切な対応を模索します。現在、これらの手順は口頭の指示のみで伝えられていますが、組織的な対応の更なる明確化のため、マニュアルや手順書の作成が今後望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
65	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士は、年に2回の自己評価を行っており、それに基づき園長との個別面談が実施されています。この面談では、自己評価の内容を基に園長からの具体的なアドバイスやフィードバックが提供されています。しかし、人事考課の側面が強いため、今後は保育の質の向上に注力する方向で自己評価を行い、保育の実践の改善や専門性の向上を目指していくことが求められます。</p>		